吸収分割に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面）

2025 年 3 月 1 日

（吸収分割会社）
京成電鉄株式会社

（吸収分割承継会社）
京成電鉄タクシーホールディングス株式会社
（旧商号：京成タクシーホールディングス株式会社）

2025年3月1日

吸収分割に係る事後開示書面

千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

東京都中央区日本橋箱崎町２２番１号
京成電鉄タクシーホールディングス株式会社
代表取締役社長　金子　庄吉

京成電鉄株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び京成電鉄タクシーホールディングス株式会社（旧商号：京成タクシーホールディングス株式会社）（以下「承継会社」といいます。）は、2024年12月20日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年3月1日を効力発生日として、分割会社を吸収分割会社とし、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1.　吸収分割が効力を生じた日

2025年3月1日をもって効力を生じております。

2.　吸収分割株式会社における次に掲げる事項

(1)　会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、会社法第784条の2ただし書の規定により、分割会社の株主は本吸収分割をやめることを請求することはできません。

(2)　会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、会社法第785条第1項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいないため、分割会社は、会社法第785条の規定による手続を実施しておりません。

(3)　会社法第787条の規定による手続の経過

分割会社において会社法第787条第1項第2号に規定する新株予約権はないため、分割会社は、会社法第787条の規定による手続を実施しておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年1月20日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に基づき、本吸収分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

本吸収分割は、承継会社において会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割に該当し、会社法第797条第2項第2号の規定により株式買取請求を行うことができる株主がいないため、承継会社は、会社法第797条の規定による手続を実施しておりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年1月20日付官報及び日刊工業新聞において債権者に対する公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である2025年3月1日をもって、分割会社から本吸収分割契約に記載された事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2025年3月3日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上